単身赴任届及び単身赴任手当認定簿

1号様式

17	パンし																	_									
熊本県職員の単身赴任手当に関する規則第7条の 規定により届け出ます。 主な届出の理由 1 新たに単身赴任となった場合 2 既に手当を受けている職員が更に勤務							Š	所属	名																		
	任命権者態本県教育委員会					員会	3 既に手目を受けている順負が更に住居								暗	<u> </u>											
事実発生年月日 平成 23 年 4 月 1 日 む)																											
								────────────────────────────────────											印								
異動	異動発令年月日 平成 22 年 4							1	_	<u>円 3 円</u> 隅者と別 た日	-				年 3	} 月	31	日	職員が現住する住	居に	平	成 2	22 年	4	月	1	日
A 異動前住居から勤務公署までの距離 96.6 km 異動前住居から勤務公署																											
B配偶者の住居から異動後住居までの距離																											
勤務公署の所在地 熊本県水俣市																											
職員の異動前の住所熊本県熊本市																											
職	員の	異り	動後	の	住	所	熊本県水俣市																				
	異動前住居における同居者 (配偶者、チの全員を記入すること)						① 配偶者 ② 子 (続柄 年齢 生年月日 年 月 日) (立配偶者あり) は1、子の3 は7、子の3 は7、子の3 は7、子の3 年齢 生年月日 年 月 日) は2を下の4 年齢 生年月日 年 月 日) 横に記入する子 (続柄 年齢 生年月日 年 月 日) 横に記入する子 (続柄 年齢 生年月日 年 月 日) 1 配偶者が疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護すること。									みの場 電算報	合告										
	配偶者	と別居	- - した =	上か理	!由		② 配	偶者か	学校等	等の教	育旅	直設に	在:	学す	る同居					1 10天 7	-a) C						
	配偶者と別居した主な理由 (主な理由を1つだけ○を囲むこと) 3 配偶者が引き続き就業すること。 4 配偶者が自宅を管理するため自宅に居住すること。																										
5 その他 () ** ** >	1 の担															
											1,	司居	者あり	0													
	異動後	任居に	おける	も同居	:者			(続柄 年齢 生年月日 年 月 日) 場合は2を下の電: - (続柄 年齢 生年月日 年 月 日) 報告欄に記入する																			
								(続柄		白	E齢				生年月日	Ε			年の日か	月		日			0 +	丁の雨	- h:h:
職員	職員の異動に伴う配偶者の居住状況 職員の異動前の住居と同じ 1 同じ ② 異なる ③同じ場合は1、異なる場合は2を下の電算報告欄に記入すること											」异															
配偶の思	者の住 動前住	居が職民と思	損した	配	偶者	香の作	主居	居○○郡																			
♥ク美	動削圧る場			問者の	の住	居移	転年月	転年月日 平成 23 年 4 月 1 日 $^{ m C}$ 配偶者の住居から勤										務公	署ま	での品	巨離	11	4.	2	km		
	その他届出の事実に変更が生じた 場合(その内容を右側に記入)							多								変	変更が生じた日 平成 年 月 日							日			
*	*														(冬旬)	平成 平成			年 月			日改正			円		
前回の 認定額 23,000 円						円	今回 認定		20	, 000				による手当額平成				年 月 日改				正				円	
※ C No 処理 所属フ							· K		職員都		_是 A異動				居から	勤務な	L 公署ま				 居から異動後住			①異動前住 ②異動 居の同居者 居の同			
				5 6				11 12					距离		20	km 21 22		1	までの距离 23 24		離 25 2		xm <u>—</u> 27			居の同席	
1	1	3	4	3 (1	0	3 10	11 12	10 14	10 10	711	0	÷	0	9	6	6) 1	_	1	1	6	1		1	
_						441 76				認気	 				・開始					備	_		 考				
③配偶者の 居住状況 C配偶者の住居から勤務公署 までの距離 ※ 認 定 欄 ※開始 停止 元号 年 月 ※開始 停止 コード																											
	30 31 32 33 34						35	35 36		37 38		39	40		41												
	2	0	1	. 1 4		4	2 H		2	3)	4		1												
								-11					Ť			空		車	■ 務職員	3 2	事務」	聯昌			Т		
											決			7	- 1/2/1945		J- 127	IBA SA									
	熊本県					こ関	する規	則第	8条の	規定に	こよ	り記			裁												
載の	とおり	確認し	、決定	定する	0								ì	決	欄												
							100	裁		校	長		教頭														
	平成	年	<u>.</u>)	1	日										供												
															覧												

記入上の注意

- 1 この届は2通提出すること。
- (1号紙関係)
- 2 ※印欄は記入しないこと。
- 3 「主な届出の理由」欄は、該当する番号を○で囲み、4の「その他届出の事実に変更が生じた場合」のときは、 その内容及び年月日のみを下の該当欄に記入する。
- 4 「職員が現在居住する住居に入居した日」欄は、現に生活の本拠として入居した日(住民票の転入年月日)を記入する。
- 5 「A異動前住居から勤務公署までの距離」欄及び「B配偶者の住居から異動後住居までの距離」欄は、異動の直前の住居から現に勤務する公署までの距離及び配偶者の住居から職員の異動後の住居までの距離について、公共交通機関を利用したとした場合の距離を記入し、該当する電算報告欄にもその距離を記入する。

ただし、「A」欄については、異動に伴って配偶者とともに住居を移転(一時帯同)し、その後に配偶者と別居した場合には記入しない。

- 6 「C配偶者の住居から勤務公署までの距離」欄は、異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動の 直前の職員の住居と異なる場合のみ記入する。
- 7 「異動前住居から勤務公署までの距離が60km未満の場合、届出を行う理由」欄は、「A異動前住居から勤務公署 までの距離」又は「C配偶者の住居から勤務公署までの距離」が60km未満の場合にその理由を記入する。
- 8 「配偶者と別居した主な理由」欄は、該当するものを1つ選び番号を○で囲み、5の「その他」の場合は、理由 を具体的に記入する。

(2号紙関係)

- 9 各欄の経路及び方法は、各欄に掲げた区間について、公共交通機関を利用したとした場合の経路を、交通機関の 手段に応じて記入する。
- 10 「A異動前住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄については、異動に伴って配偶者とともに住居を移転 (一時帯同)し、その後に配偶者と別居した場合には記入しない。
- 11 「C配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の 住居が異動の直前の職員の住居と異なる場合のみ記入する。
- 12 「通勤(交通)方法の別」欄は、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。
- 13 添付書類

《共 通》

- ・転居前の世帯全員の住民票(職員含む)
- 転居後の職員の住民票
- ・職員の転居後の配偶者等の世帯全員の住民票

なお、住民票については、所属長が原本証明した写しでもよい。

《事情に応じて次の書類が必要》

	父母・親族の介護	医師の診断書、介護を要する者との続柄が確認できる書類										
	教育施設在学の子の養育	在学証明書 (義務教育の場合を除く)										
配偶者と 別居した理由	配偶者の就業	就業証明書等就業が確認できる書類										
	配偶者が自宅を管理	「家に係る住居の登記簿謄本(持家に係る住居手当認定簿の写しでもよい)										
	その他配偶者と別居することとなった事情を明らかにする書類											
その他	勤務公署までの距離が60km未満で届出を行う場合は、その理由を明らかにする書類											
-C V/11L	配偶者が転居した場合は、転居後の配偶者の住民票											